

道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例施行規則

(令和6年3月25日 規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合焼却廃棄物の処理に関する条例（令和6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び道央廃棄物処理組合規約（平成26年2月18日市町村第1458号指令）において使用する用語の例による。

(処理施設の開場時間等)

第3条 施設の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

施設名	開場時間	休場日
道央廃棄物処理組合 焼却施設	午前8時30分から午後 4時30分までとする。	日曜日及び1月1日、 1月2日及び1月3日

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要と認めるときは、同項の開場時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(処理施設の受入基準)

第4条 条例第5条の受入基準は、別表のとおりとする。

- 搬入者は、前項の受入基準に従うとともに、管理者が随時行う搬入物の展開検査に協力しなければならない。
- 管理者は、搬入者が第1項の受入基準に従わない場合は、搬入した廃棄物の全部又は一部の受入れを行わないことができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

施設名	区分	基準
焼却施設	一般廃棄物 (家庭系及び事業系共通)	<p>1 搬入できるもの</p> <p>(1) 関係市町において「燃やせるごみ」又は「可燃ごみ」と区分されたもの</p> <p>2 処理除外物</p> <p>(1) 大型動物の死体（概ね60センチメートル以下に切断し袋づめたものを除く。）</p> <p>(2) 液体状のもの</p> <p>(3) その他処理が困難なもの</p>
	あわせ産業廃棄物	<p>関係市町の条例及び規則等で定めたもののうち次に掲げるもの</p> <p>1 種別</p> <p>(1) 紙くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものを除く。</p> <p>(2) 木くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。</p> <p>(3) 繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。</p> <p>(4) 動植物性残渣 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、液状及び粉末状のものを除く</p> <p>2 備考 焼却施設が行う一般廃棄物の処理・処分に支障を及ぼすと管理者が認めた場合、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。</p>
	共通事項	<p>1 形状</p> <p>(1) 板状又は立方体のものは、縦横63センチメートル以下、厚さ10センチメートル程度以下のもの</p> <p>(2) 棒状のものは、直径10センチメートル以下、長さ90センチメートル程度以下のもの</p>